

昭和二十一年法律第十一号に基く弁護士たる資格を有する者の選考規程

(昭和二十五年四月九日会規第十号)

第一条 昭和二十一年法律第十一号第一条による選考(選考と略称する、以下同じ。)は、志願者が弁護士法による弁護士たるの適格を有するかどうかを考査することを目的とする。

第二条 選考を行うべき時間及び場所は資格審査会会長が之を定める。

第三条 選考を受けようとする者は、選考志願書に自筆の履歴書、戸籍謄本又は抄本、本籍地の市区町村長の身分証明書、朝鮮弁護士令による弁護士たる資格を有する者であること、又は旧弁護士法第三条の試験に合格し満州国の審判官、検察官の職にあつた者であることを証明する書面、昭和二十一年法律第十一号第四条の引揚者であることを証明する書面、最近一箇年以内に無帽で撮影した手札型又は名刺型写真(裏面に撮影した時の年月日、氏名を自署したもの)及び中等学校以上の学校卒業者は、その最終学校長の卒業を証明する

- 1 -

書面を添えて資格審査会会長に提出しなければならぬ。

第四条 選考に合格した者には、合格証書を附与する。合格者の氏名は官報で公告する。

第五条 履歴を詐り、その他不正の方法により選考を受けるときは、その合格を無効とする。

第六条 志願書及び添附書類は、これを返還しない。但し、証書又は証明書は請求によりこれを還附する。

附 則

この規程は、昭和二十五年四月十日からこれを施行する。

- 2 -